

患者・ご家族のみなさまへ

## 医師との面談時間について

- ・ 国が推進する「働き方改革」の実現に基づき、  
当院は医療者の時間外労働の削減に取り組んでいます。
- ・ 医師からの病状等の説明、面談等は原則として  
平日の時間内（9時～17時）に実施します。  
(緊急時、その他特別な事情を除く)
- ・ 働き方改革の推進によって、より質の高い医療の  
提供に努めます。  
ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

横浜市立みなと赤十字病院